**第２章　指定基準・欠格事由について**

１　条例指定基準の概要

条例指定ＮＰＯ法人としての指定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって、法人の活動が府民等の支持を得た公益性の高いものと認められることが必要です。具体的には、次に掲げる(１)から(１１)までの指定基準に適合する必要があります（条例４①）。

次表は指定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については27頁以降をご覧ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **項　　　　目** | **指　定　基　準　の　概　要** |
| (1) 　事務所要件について | 大阪府内に事務所を有していること。 |
| (2)　情報発信要件について | 府民の理解を促進するため、法人の活動について、積極的かつ適切に情報を発信し、更新していること。１による方法、２による方法、１と２を合わせた方法の３種類から選択することができます。１　法人の事業活動について、ホームページなどの電子通信の技術を利用する方法により、不特定多数のものが法人の事業活動に係る情報の提供を受けることができる状態に置いていること２　法人の事業活動について掲載された会報等を継続的に発行し、会員以外の府民等に配布し、又は閲覧させていること |
| (3)　寄附金要件について | 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の基準のいずれかに適合すること。１　相対値基準 　≧５１実績判定期間における寄附金等収入金額 ÷ 経常収入金額 （注）実績判定期間の詳細については、42～43頁を参照してください。寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、30～32頁を参照してください。２　絶対値基準 　　実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること。（注１）氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。（注２）寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。（注３）寄附者が、そのＮＰＯ法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。（注４） 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。 |
| (4)　協働要件について | 法人その他の団体と連携し、及び協働して、地域課題の解決に資する特定非営利活動に係る事業を府内で、現に行っており、かつ、その事業の継続が見込まれること。 |
| (5) 活動の対象について | 実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50％未満であること。イ　会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動ロ　特定の範囲の者に便益が及ぶ活動ハ　特定の著作物又は特定の者に関する活動ニ　特定の者の意に反した活動 |
| (6) 運営組織及び経理について | 次のいずれの基準にも適合していること。イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。$$　①　\genfrac{}{}{0pt}{}{役員のうち親族関係を有する者等で構成する}{最も大きなグループの人数}　÷　役員の総数　\leqq 　\frac{ １　}{ ３　}　$$役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数 　 　　　　　　　　　　　　　 １ ②　 　　　　　　　　　　　　÷ 役員の総数 　≦ 　 　　　　　　　　　　　　　 ３ロ　各社員の表決権が平等であること。ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。ニ 不適正な経理を行っていないこと。 |
| (7) 事業活動について | 次のいずれの基準にも適合していること。イ 次に掲げる活動を行っていないこと。① 宗教活動② 政治活動③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。ハ　実績判定期間における÷　総事業費　≧　８０％　　特定非営利活動に係る事業費実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額ニ÷　受入寄附金総額　≧　７０％ |
| (8) 情報公開について | 次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。イ　事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）ロ　①　各指定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明す　　 　る書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類　②　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類③　助成の実績を記載した書類 |
| (9) 事業報告書等の提出について | 各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。 |
| (10) 不正行為等について | 法令若しくは条例又は法令若しくは条例に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。 |
| (11) 　設立後の経過期間について | 条例指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後１年を超える期間が経過していること。 |

上記基準のうち、（３）、（５）、（７）ハとニ、の基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、（１）、（２）、（４）、（６）、（７）イとロ、（８）、（９）、（10）の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく、指定時まで適合している必要があります。（ただし、実績判定期間内に指定を受けていない時期が含まれる場合には、その期間については（８）ロの基準を除きます。）

指定を受けた後に、指定基準の（１）、（２）、（４）、（６）、（７）イとロ、（９）、（10）に適合しなくなった場合には、知事は指定を取り消すことができます（条例17）。

２　欠格事由の概要

　指定基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定を受けることができません（条例６）。

　次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については40頁～41頁をご覧ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **項　　　　目** | **欠　格　事　由　の　概　要** |
| (1)　役員のうち、次のいずれかに該当する者がある | ＮＰＯ法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。１ 認定ＮＰＯ法人が認定を取り消された場合、特例認定ＮＰＯ法人が特例認定を取り消された場合又は条例指定ＮＰＯ法人が条例指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定ＮＰＯ法人、当該特例認定ＮＰＯ法人又は当該条例指定ＮＰＯ法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの２ 禁錮（拘禁刑（令和７年６月１日以降））以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者３　法若しくは暴力団員不当行為防止法、大阪府暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者４ 暴力団の構成員等 |
| (2)　認定等取消の日から５年を経過していない | 　認定、特例認定又は条例指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。 |
| (3)　定款又は事業計画書の内容が法令に違反している | 　ＮＰＯ法人の定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。 |
| (4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている | 　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているＮＰＯ法人、又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過していないＮＰＯ法人は、欠格事由に該当します。 |
| (5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから３年を経過していない | 　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過していないＮＰＯ法人は、欠格事由に該当します。 |
| (6) 次のいずれかに該当する | ＮＰＯ法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。１　暴力団２　暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制の下にある、又は大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者 |

メモ